

安心できるデータセンター配置をしたい

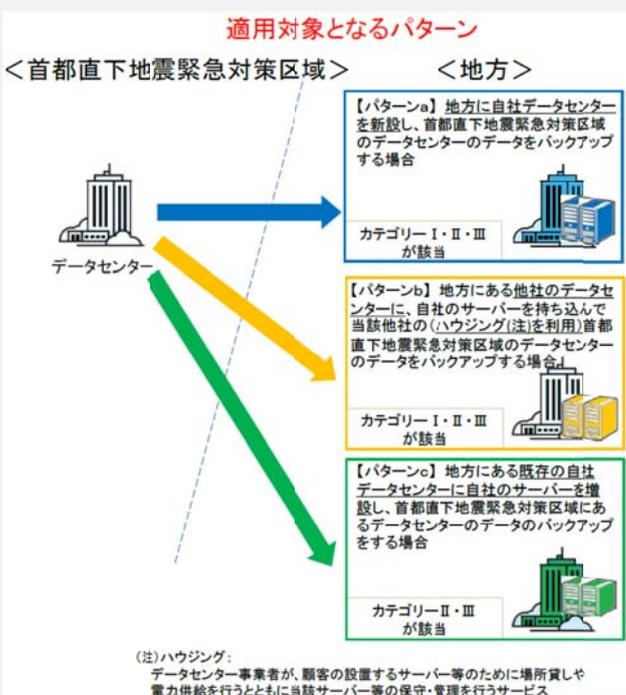
No.20

総務省・内閣府

税制優遇

(開始年度)平成24年度

<p>支援の名称</p>	<p><b>データセンター地域分散化促進税制</b></p>
<p>制度の趣旨・背景</p>	<p>事業者が首都直下地震緊急対策区域として指定された区域以外のデータセンター内にサーバー等の設備を取得して行う、バックアップ事業を支援する制度です。</p>
<p>制度の内容</p>	<p>以下の対象設備について、法人税が取得価額の10%の特別償却となります。                  ①サーバー、②ルーター、③スイッチ、④無停電電源装置（UPS）、                  ⑤非常用発電機（いずれも、総務大臣の認定を受けた実施計画に基づく必要があります）</p>
<p>対象となる方</p>	<p>以下のカテゴリⅠ・Ⅱ・Ⅲの要件を満たす事業者</p> <p><b>【カテゴリⅠ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○首都直下地震緊急対策区域のみに拠点を持つ事業者                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方にデータセンターを新設（地方にある他社のハウジングサービスを利用する場合も含む。）し、（自社・他社問わず）首都直下地震緊急対策区域のデータセンターのバックアップを行うためのサーバー等を取得した場合に適用。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【カテゴリⅡ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地方のみに拠点を持つ事業者                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方のデータセンターにおいて、首都直下地震緊急対策区域のデータセンターのバックアップを行うためのサーバー等を取得した場合に適用。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【カテゴリⅢ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○首都直下地震緊急対策区域と地方の双方に拠点を持つ事業者                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方のデータセンターにおいて、（自社・他社問わず）首都直下地震緊急対策区域のデータセンターのバックアップを行うためのサーバー等を取得した場合に適用（※ただし、次のア）及びイ）を満たすこと）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア）対象設備の取得合計額が5億円以上</li> <li>イ）データセンター事業の用に供する減価償却資産（建物、空調、サーバー等）の取得合計額に占める対象設備の取得合計額が20%以上</li> </ul>                             注：ア）及びイ）は事業年度毎及びデータセンター毎に計算します。                         </li> </ul> </li> </ul>
<p>問い合わせ先など</p>	<p>総務省総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課                  TEL：03-5253-5852</p> <p>■関連URL</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データセンター地域分散化促進税制の概要  <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000352762.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000352762.pdf</a></li> <li>・租税特別措置等に係る政策の事前評価書  <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000381916.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000381916.pdf</a></li> </ul>



# データセンター地域分散化促進税制 概要

○ 喫緊の課題である首都直下地震等に備え、我が国の社会経済のインフラである情報通信基盤の耐災害性・信頼性を向上させるため、首都直下地震緊急対策区域(注)に集中する大量のデータをバックアップできる体制を強化し、あわせて地方における設備投資の機会を増やすこと等を目的として、首都直下地震緊急対策区域以外のデータセンター内にサーバー等の設備を取得し、バックアップ事業を行う事業者に対し、法人税の特別償却を認める特例措置を適用する。

注) 首都直下地震緊急対策区域: 首都直下地震対策特別措置法第三条第一項の規定により首都直下地震緊急対策区域として指定された区域

## 1 対象者・対象設備

対象者: 対象設備の整備に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者

対象設備: ○ 認定計画※1に従って取得した電気通信設備

○ 具体的には、①サーバー※2、②ルーター※3、③スイッチ※3  
④無停電電源装置 (UPS) ※3、⑤非常用発電機※3

※1 総務大臣の認定を受けた実施計画

※2 首都直下地震緊急対策区域におけるデータセンターのバックアップを行うものに限る

※3 ②～⑤は①と同一認定計画に基づき取得した場合に限る

## 2 措置内容

法人税: 取得価額の10%の特別償却

## 3 延長期間

1年10か月 (平成28年6月1日から平成30年3月31日)

(参考) 平成25年度制度創設 (平成25年4月1日から平成27年3月31日)

平成27年度制度延長 (平成27年4月1日から平成28年5月31日)

## 4 適用の要件

- 首都直下地震緊急対策区域以外におけるデータセンター内に対象設備を設置すること
- 首都直下地震緊急対策区域と首都直下地震緊急対策区域以外の双方にデータセンターを持つ事業者は、ア及びイを満たすこと
- ア 対象設備の取得合計額※4が5億円以上
- イ データセンター事業の用に供する減価償却資産 (建物、空調、サーバー等) の取得合計額に占める、対象設備の取得合計額※4の割合が20%以上の取得合計額に占める、対象設備の取得合計額※4の割合が20%以上

※4 事業年度毎及びデータセンター毎に計算

